Ελιά Καλαμάτας（ローマ字への音訳：Elia Kalamatas）（注）	エリャ・カラマタス	果実、野菜及び穀物（生鮮のもの又は加工したもの）［食卓用オリーブ］
Μαστίχα Χίου（ローマ字への音訳：Masticha Chiou）	マスティハ・ヒウ	天然ガム及び樹脂［天然ガム］
Σητεία Λασιθίου Κρήτης（ローマ字への音訳：Sitia Lasithiou Kritis）	シティア・ラシティウ・クリティス	油脂（バター、マーガリン、油等）［オリーブ油］

注　「Kalamata」を含み、又はこれにより構成される品種の名称は、類似の商品に関して引き続き使用することができる。ただし、その用語の性質又は商品の正確な原産地について消費者を誤認させないことを条件とする。

ハンガリー

保護される名称	日本語表記（参考情報）	商品の分類及び概要［角括弧内は参考情報］
Szegedi szalámi / Szegedi téliszalámi	セゲディ・サラーミ／セゲディ・テーリサラーミ	肉製品［調理したもの、塩蔵したもの、くん製したもの等］［他の保存処理をした肉／サラミ］

イタリア

保護される名称	日本語表記（参考情報）	商品の分類及び概要［角括弧内は参考情報］
Aceto Balsamico di Modena	アチェート・バルサミコ・ディ・モデナ	欧州連合運営条約附属書Ⅰに掲げるその他の産品（香辛料等）［ワインビネガー］
Aceto balsamico tradizionale di Modena	アチェート・バルサミコ・トラディツィオナーレ・ディ・モデナ	欧州連合運営条約附属書Ⅰに掲げるその他の産品（香辛料等）［ワインビネガー］
Asiago（注1、注2）	アジアーゴ	チーズ［牛乳のハードチーズ］
Bresaola della Valtellina	ブレザオラ・デッラ・ヴァルテッリーナ	肉製品［調理したもの、塩蔵したもの、くん製したもの等］［乾燥の保存処理をした牛肉］
Fontina（注3、注4）	フォンティーナ	チーズ［牛乳のハードチーズ］
Gorgonzola（注5）	ゴルゴンゾーラ	チーズ［牛乳のブルーチーズ］
Grana Padano（注6、注7）	グラナ・パダーノ	チーズ［牛乳のハードチーズ］
Mela Alto Adige / Südtiroler Apfel	メーラ・アルト・アディジェ／スティロル・アプフェル	果実、野菜及び穀物（生鮮のもの又は加工したもの）［りんご］
Mortadella Bologna（注8）	モルタデッラ・ボローニャ	肉製品［調理したもの、塩蔵したもの、くん製したもの等］［豚肉の調製品／ソーセージ］
Mozzarella di Bufala Campana（注9、注10）	モッツァレッラ・ディ・ブファーラ・カンパーナ	チーズ［水牛乳のソフトチーズ］
Parmigiano Reggiano（注11、注12）	パルミジャーノ・レッジャーノ	チーズ［牛乳のハードチーズ］
Pecorino Romano（注13）	ペコリーノ・ロマーノ	チーズ［羊乳のハードチーズ］
Pecorino Toscano（注14、注15）	ペコリーノ・トスカーノ	チーズ［羊乳のハードチーズ］
Prosciutto di Parma（注16）	プロシュット・ディ・パルマ	肉製品［調理したもの、塩蔵したもの、くん製したもの等］［乾燥の保存処理をした豚肉のハム］
Prosciutto di San Daniele	プロシュット・ディ・サン・ダニエレ	肉製品［調理したもの、塩蔵したもの、くん製したもの等］［乾燥の保存処理をした豚肉のハム］
Prosciutto Toscano	プロシュット・トスカーノ	肉製品［調理したもの、塩蔵したもの、くん製したもの等］［乾燥の保存処理をした豚肉のハム］
Provolone Valpadana（注17）	プロヴォローネ・ヴァルパダーナ	チーズ［牛乳のソフトチーズ］
Taleggio（注18）	タレッジョ	チーズ［牛乳のソフトチーズ］
Zampone Modena	ザンポーネ・モデナ	肉製品［調理したもの、塩蔵したもの、くん製したもの等］［豚肉の調製品］

注1　第十四・二十五条5の規定は、この地理的表示について適用する。

注2　この地理的表示については、第十四・二十九条1に規定する先使用の存在が二千十八年二月十六日に確認された。

注3　第十四・二十五条5の規定は、この地理的表示について適用する。

注4　この地理的表示については、第十四・二十九条1に規定する先使用の存在が二千十八年二月十六日に確認された。

注5　この地理的表示については、第十四・二十九条1に規定する先使用の存在が二千十八年二月十六日に確認された。

注6　第十四・二十五条5の規定は、この地理的表示について適用する。

注7　複数の要素から構成される地理的表示「Grana Padano」の個別の要素「grana」の保護は、求められない。

注8　この協定に基づく地理的表示「Mortadella Bologna」の保護は、複合語である当該地理的表示の名称に関して求められるものであり、個別の用語に関して求められるものではない。

注9　第十四・二十五条5の規定は、この地理的表示について適用する。

注10　複数の要素から構成される地理的表示「Mozzarella di Bufala Campana」の要素「mozzarella」及び「mozzarella di bufala」の保護は、求められない。

注11　第十四・二十五条5の規定は、この地理的表示について適用する。

注12　第十四章第B節第三款の規定は、ハードチーズについて「parmesan」の用語を含み、又はこれにより構成される商標を日本国において使用し、又は登録する者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。ただし、商品の地理的原産地について公衆を誤認させるように用いられる場合は、この限りでない。

注13　この協定に基づく地理的表示「Pecorino Romano」の保護は、複合語である当該地理的表示の名称に関して求められるものであり、個別の用語に関して求められるものではない。